



OBA MJ 連載

# Vol.14 行政連携

## 内閣府公共サービス改革推進室との自治体債権管理回収に関する意見交換会 報告

行政問題委員会 副委員長 東 尚 吾

さる平成 25 年 1 月 25 日（金）午後 1 時から午後 2 時 30 分まで大阪弁護士会館にて、内閣府公共サービス改革推進室の参事官補佐である宮本陽介氏、川上伸英氏、辻崇成氏の 3 名をお招きし、大阪弁護士会からは、畠田健治副会長を始め、行政連携推進プロジェクトチーム、行政問題委員会や弁護士業務改革委員会の委員 17 名が出席のうえ、自治体債権管理回収に関する意見交換会を開催しました。

### 1 内閣府公共サービス改革推進室からの説明及び報告

冒頭、内閣府公共サービス改革推進室宮本陽介参事官補佐より、同室は国や独立行政法人の市場化テスト実施の事務局機能を果たす部署であり、公金債権回収業務の分野においても、国民年金の収納業務の民間委託等の市場化テストを担当しているとの説明がありました。なお、辻崇成参事官補佐は弁護士であり、現在、同室に任期付公務員として出向しているとのことです。

同室は、多くの自治体において地方税法や国民健康保険料等の滞納状況が改善されていない現実を踏まえ、公金債権回収業務における官民連携のあり方について、国の取組みを参考として自治体向けの手引きを作成しているとのことであり、この手引きの紹介がありました。そのなかで、公金債権回収業務の民間委託に関わる関係法令の整理のほか、各債権の種類ごとに民間委託の可能な業務の例の紹介や、民間委託の際の留意事項として公平性の確保や滞納者に対する福祉的な観点からの配慮が必要との点が指摘されました。

そして、民間委託によって自治体職員がその業務を民間に任せきりにするのではなく、自治体職員自ら、研修等を通じて債権管理に関する基礎知識等の習得に努め、問題解決能力を向上させていく必要が

ある点が強調されました。

そのほか参考事例として、自治体における公金債権回収の取組状況について事例報告がありました。

### 2 大阪弁護士会からの取組報告

大阪弁護士会からは、これまでの自治体債権管理回収に関する大阪弁護士会の取組みの紹介及び自治体債権管理回収の民間委託のあり方に関する提言がなされました。

まず、久保井聡明委員からは、大阪弁護士会の組織の紹介とともに、大阪弁護士会の行政連携のこれまでの経過を紹介するとともに、行政問題委員会や弁護士業務改革委員会の委員が中心となって、平成 21 年度には「地方公務員の債権管理・回収マニュアル」（第一法規）や、平成 22 年度には「Q&A 自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい）の出版、自治体外郭団体の債権管理回収業務の受託、自治体職員向け研修への講師派遣などの各種実績について報告がありました。

続いて、木虎孝之委員からは、債権管理回収業務の受託案件について、その具体的受託内容について報告があり、受託前の単年度平均回収率（2.4%）が、受託後には大幅に上昇したこと（12.3%）等の報告がなされました。

そして、岸本佳浩委員から、自治体における債権

回収業務における民間委託の留意点について意見が出されました。民間委託の場合の委託前後の収納率比較に潜む問題点、委託時の情報開示のあり方、業者選定の際の留意点のほか、完全成功報酬制による民間委託が生み出す住民負担の不公平・モラルハザード、住民訴訟リスク等の弊害についての指摘がなされました。そして、債権回収の民間委託にあたっては、収納率アップのほか公平な債権回収、適正な不良債権整理、職員の専門性向上という目的を明確にし、委託業者に対しては完全成功報酬制ではなく着手金報酬金方式又は手数料方式を原則とすべき等の指摘がありました。

### 3 意見交換

その後の意見交換では、公金債権回収業務の官民連携のベストミックスは多種多様であり、安易な民間委託は慎み、委託の目的を明確にすることが重要であること、民間委託によって民間業者に任せきりとするのではなく、自治体職員の専門性の維持向上が重要であるとの問題意識が共有されました。

また、民間委託の報酬体系については、内閣府公

共サービス改革推進室からは、発注者の視点に立った場合の報酬体系の評価について解説が加えられ、意見交換会の場合では、完全成功報酬制は民間委託を導入する際の過渡的な措置にすぎず、いずれその弊害が認識されてくれば、着手金報酬金方式又は手数料方式に移行する事例が増えてくるのではないかとということが確認されました。

そして、内閣府公共サービス改革推進室から、現在、国と自治体との間で実施している研究会を、今後、関西においても開催し、大阪弁護士会がプレゼンターとして参加し、公金債権回収業務の官民連携のあるべき姿や報酬体系について提言するのはどうかとの前向きな提案もなされました。

本意見交換会では、限られた時間のなか、上記のほかにも活発な意見交換がなされました。そして、公金債権回収分野における官民連携のあり方について、内閣府公共サービス改革推進室との間で、今後も引き続き情報交換を行っていくことを確認し、大阪弁護士会として行政連携の取組みを今後さらに拡大・深化させるうえで、大変重要な一歩を進める機会となりました。

#### ◆内閣府からの参加者

氏名	所属	役職
宮本 陽介	内閣府公共サービス改革推進室	参事官補佐
川上 伸英	内閣府公共サービス改革推進室	参事官補佐
辻 崇成	内閣府公共サービス改革推進室	参事官補佐(弁護士・任期付公務員)

#### ◆大阪弁護士会からの参加者

氏名	所属委員会等	役職
畠田 健治		副会長
	行政連携推進PT	座長
井上 圭吾	行政問題委員会	委員長
久保井聡明	行政連携推進PT	副座長
	弁護士業務改革委員会	副委員長
岸本 佳浩	行政連携推進PT	事務局長
	弁護士業務改革委員会、行政問題委員会	委員
八木 正雄	行政問題委員会	副委員長

#### ◆大阪弁護士会からの参加者

氏名	所属委員会等	役職
幾波 博之	弁護士業務改革委員会	副委員長
木虎 孝之	行政問題委員会	副委員長
	弁護士業務改革委員会	委員
楠 博匡	弁護士業務改革委員会	委員
里内 博文	行政問題委員会	委員
篠原 敏晴	弁護士業務改革委員会	委員
	池田市非常勤一般任期付公務員	
東 尚吾	行政問題委員会	副委員長
苅野 真吾	行政問題委員会	委員
永榮久仁子	行政問題委員会	委員
難波 泰明	行政問題委員会	委員
福岡 洋一	行政問題委員会	委員
安田 健一	行政問題委員会	委員
影山 秀樹	弁護士業務改革委員会、行政問題委員会	委員